

第 8 回 RD 最終処分場問題対策委員会 概要

日 時	平成 19 年 11 月 14 日 (水) 10:00 ~ 12:20
場 所	滋賀県人権センター 大ホール (4 階)
出席委員	<p>委員：岡村委員長、樋口副委員長、池田委員、乾澤委員、尾崎委員、梶山委員、勝見委員、島田委員、高橋委員、竹口委員、田村委員、當座委員、早川委員、横山委員 (以上 14 名)</p> <p>オブザーバー：環境省近畿地方環境事務所 富岡第一係長 (財)産業廃棄物処理事業振興財団 鈴木部長代理</p> <p>事務局：山仲琵琶湖環境部長、藤川循環社会推進課長、 中村循環社会推進課主席参事、上田最終処分場特別対策室長 ほか</p>
傍聴者	10 名
次 第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 生活環境保全上の支障の整理について</p> <p>(2) 生活環境保全上達成すべき目標について</p> <p>(3) 総水銀の汚染について</p> <p>(4) 支障除去対策工法(案)の検討について</p> <p>(5) 委員からの提供資料について 委員提供資料 (早川委員) 委員提供資料 (當座委員)</p> <p>(6) その他</p> <p>3 閉会</p>
議事概要	<p>【議題(1)生活環境保全上の支障の整理について】</p> <p>・「1. 生活環境保全上の支障の整理」(資料1)を事務局より説明。</p> <p>～質疑応答～</p> <p>(梶山委員)・ 環境庁告示(13号、46号)の溶出試験方法や、土壌汚染対策法による1Nの塩酸抽出(含有試験)では著しく低い値が出るので、溶出試験はTCLP(試験)TA法(トータルアベイラビリティ試験)、含有試験は底質調査法で有機物分解して行うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境項目は窒素系化合物を注目すべき。汚染流出のメルクマールとして土壌吸着性の非常に弱いもの、塩化物イオンを調べるべきで、処分場対策の将来予測に必要。 ・ ろ過はどのサイズのフィルターを使っているのか。 ・ 焼却炉は既に破損し、全体が腐食している上での評価をすべき。 <p>(事務局)・ 自然界での(溶出)状況等は考えれば、塩酸抽出(含有試験)で概ね(溶出する)重金属を把握することができ適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 影響は法律に規定される有害物質で基本的には捉えざるを得ない。 ・ ヘキサダイアグラムの項目等も(分析)しており、影響の範囲はある

程度把握できたと考えている。

- ・ ろ過は、1ミクロンのフィルターでろ過している。

- ・ 焼却炉は一部破損しているので、検討いただき早い時期に対策したい。

(当座委員)・ 追加調査で浸透水、地下水から有害物質が出ており、掘削調査で廃棄物を分析する機会もあり、どこに有害なものがあるか本当にわかる分析はないのか。

(池田委員)・ 地下水、浸透水の汚染があるので、廃棄物の中に有害なものが含まれると追記されてよかったが、下流の経堂池に支障がないとの判断は疑問。

(早川委員)・ 栗東市の経堂池の生物調査では、明らかに生物への影響は出ている。

(事務局)・ 経堂池の水質、底質は現況で判断する限り異常なものは認められない。対策工の中に反映できればそこで考えるべきであり、対策工の後にもモニタリング調査で対応していくべきものではないか。

(当座委員)・ 経堂池の水質に、生活環境保全上の支障がないと判断できない。電気伝導度は農業用水の基準を超えている。

- ・ 実際に水の利用はないが、将来的には利用もあり、長いスパンで判断すべき。

(尾崎委員)・ 将来、何を目的とするかの整理ができれば簡単に判断ができる。

- ・ 将来の生活環境保全上の支障はわからないのでモニタリングは当然必要。

(梶山委員)・ COD、全窒素、硝酸性・亜硝酸性窒素、全リン、鉄もケタ違いに高い。魚が棲める環境ではなく公害被害が発生している。農業用水としても問題がある。

(池田委員)・ これからの対策工を考える上での前提ならば、少なくとも支障は生じていないとする表現は直すべき。

- ・ 国補助の観点から、環境の質的な面だけ議論がされるが、質だけではなく量や機能が重要。少し柔軟な形で記載をするべき。

(当座委員)・ 支障がなければ、モニタリングは不要となりかねない。

- ・ 経堂池は琵琶湖の底質と同じ程度だから、処分場の影響を受けていないとは言えない。

(樋口委員)・ 市 No. 3、市 No. 7 等の追加調査が終わった段階で表現を再検討すればよい。

- ・ CODは確かに高いが、窒素は日本の多くの水域では1を超え、施肥量の調整で農業用水は対応されている。

- ・ 経堂池の生物毒性を、ミジンコを使い試験を実施したが、高い急性毒性はほとんど認められず、北九州の非汚染河川とほぼ同等で、慢性毒性は経堂池の下流側の方がやや高かったが、一般環境と同じレベルである。

(当座委員)～委員提供資料 を説明～

(委員長)・ 検査方法とか検査項目に関して、必要に応じて専門部会の判断に委ねたい。

(当座委員)・ 支障、支障のおそれ、地下水汚染の拡散ではなく、地下水汚染による支障を挙げていただきたい。廃止基準をクリアできないよう

な状態では困る。

(梶山委員)・ 今までされていない生活環境項目をモニタリングに入れられたい

・ 溶出試験は抜き取り的にTCLP等で、含有試験も底質調査法による方法との比較をされたい。

(事務局)・ 専門部会で議論いただきたい。

(早川委員)・ 対策委員会で意見が出て反論もないのに、なぜ専門部会で検討されるのか。特に反論がなければ、その方向で事務局が動くべき。

・ 専門部会の判断に委ねることに納得できない。組織上おかしい。

(委員長)・ 過半数以上の意見であれば決定できるが、そうでない限り多数決をとるようものではなく、専門部会の先生方の意見を聞くべき。

・ 最終的には(委員会で)決すべき問題。

(当座委員)・ 生活環境保全上の支障に関して、提案させていただいているが、委員会として支障の整理において個々に意見をいただきたい。

(早川委員)・ 県資料、当座委員資料にも、ガスの支障のおそれに関して、「万一この有毒ガスが噴出、放散した場合」と表現があるが処分場の周辺は臭く、人間の鼻ではガスは感知されている。ガスは出ていると認識されるべき。

(委員長)・ 支障のおそれと達成すべき目標は密接に関連しており、生活環境の保全上達成すべき目標のところ質疑していただく方向でお願いしたい。

(梶山委員)・ 「浸透水を介してKs2層の地下水を汚染」の部分、廃棄物と土壌が接するどの部分からも汚水が浸透し、浸透水が入ってから汚染する見方は間違い。

・ 正確には浸出水と言うべき。土の中ではあらゆる方向に水が動くため、「浸透水を介して」は余計である。

(事務局)・ 廃棄物(層)に雨水等が入った場合など、経路はともかくごみに触れた水(浸透水)を介して地下水を汚染している。委員会でも議論があり、ごみに触れた水を浸透水、浸出水を包含して浸透水と表現した。

(早川委員)・ 生活環境保全上の支障に色々な意見が出たのでペンディングにされたい。

(委員長)・ 具体的に達成すべき目標を検討する中で、また様々な問題が出てくる。

【議題(2)生活環境の保全上達成すべき目標について】

・ 「2.生活環境の保全上達成すべき目標」(資料2)を事務局より説明。

~質疑応答~

(早川委員)・ ガスの低濃度長期被曝に住民の不安は強く、対策をしっかりすべき。悪臭防止法の基準以下ではなく、ガスを発生させないようにすべき。

(当座委員)・ ガスが発生しないという目標を設定されたい。地下水汚染の拡散による支障の達成すべき目標に地下水汚染防止を挙げられたい。

- (田村委員)・ 直接の支障に当たらないが、廃棄物量が許可量以上にある部分をどう捉えるのか。一つの支障ではないか。
- (梶山委員)・ 「地下水の水質が環境基準以下となるように、適切な措置を講じる」とあるが、環境基準該当項目でも調べていないものが相当ある。
- ・ 2年間ガスが出ないという見込みは簡単に立てられない。官能試験による分析も含まれているのか。
 - ・ 焼却炉は、基本的に解体撤去が必要。
- (事務局)・ かつて百数十項目の地下水の調査を実施し、分析項目を絞り調査している。今後モニタリング等の中では配慮したい。
- ・ 処分場内のガスについて、官能試験は現在やっていない。覆土等ができていない場所もあり、その対策が必要と考えている。
 - ・ 焼却炉の支障は中に付着する焼却灰と整理し、ダイオキシン類を含む焼却灰を取り除くことになる。
- (尾崎委員)・ 壊れかけた焼却炉から非常に高濃度のダイオキシン類だけを取ることは非常に難しいので解体すべき。
- ・ ガス(悪臭規制)については、大都市でも官能試験に移り、受忍限度は化学分析でなく、官能試験の方がわかりやすい。
 - ・ 地下水(汚染)は確かに支障だがその元がある。その元を止めれば支障はなくなる。早く議論して、対策を考えるべき。
- (池田委員)・ 資料(の記述)は支障だけを抜き出した違和感があり、前提(条件)をまとめて記述すべき。
- (島田委員)・ 生活環境保全上の支障という言葉の定義が曖昧なまま議論が進み、やや混乱している。支障というのは、影響を受ける主体がいて、具体的なレベル以上であれば支障があることで理解している。その意味で、この資料の整理は納得できるものだと考えている。
- ・ 現に支障、おそれがあるのでそこを前提に対策の議論を進めていくべき。
 - ・ たとえばガスについては、法令規定があるけれども、委員会、専門部会の議論も踏まえて、官能試験での評価、目標設定も検討が必要ではないか。現に影響を受ける主体がいるところでの評価が適切と思っている。
- (早川委員)・ 支障除去のスタートラインは(許可以上の)320,000m³余分に廃棄物が埋まっているので、最低限それを撤去して始まると考えている。
- ・ 対策工議論も全量撤去案を別として、支障除去の始めを確認したい。
- (梶山委員)・ まず違法状態を是正してから始めることは現実的でない。どの部分が違法か区別できない。対策工は全体を一括して考えざるを得ない。
- (委員長)・ 達成すべき目標は現段階において、確定はできない。具体的な工法等の問題等とも絡んで検討していくべき。
- (田村委員)・ 最終的にこの処分場がどうあるべきか、トータル的な最終目標というのはつくらなければいけない。
- (委員長)・ 最終処分場をつくったのは業者であり、滋賀県がどう対応するかが問題。
- (當座委員)・ 地下水汚染の拡散による支障について、達成すべき目標は

「周縁地下水の水質が環境基準以下」であったが、廃掃法に基づいた廃止基準にすべきでは。

【議題（３）総水銀の汚染について】

- ・ 「３．総水銀の汚染の到達距離について」（資料３）を事務局より説明。

～質疑応答～

（梶山委員）・ 塩化水銀は低濃度の場合は溶解性があり、粒子吸着性の水銀を希硫酸抽出する根拠がわからない。無機水銀化合物を河川水中の有機物粒子に吸着させると硫酸では抽出できないが、塩酸では抽出できた。私の経験に基づくもの。

- ・ なぜ不溶解分を塩化水銀と硫化水銀だけに限定するのか、たんぱく質のSH基に結合するものなど多様な形態がある。文献、資料等は調べられたのか。

（事務局）・ 溶解性の水銀は無機水銀（ ）イオンを固相抽出で確認し、（不溶解性の水銀は）塩化水銀、酸化水銀を希硫酸抽出、硫化水銀を塩酸抽出で確認する予定。

- ・ 不溶解性と溶解性の比率、不溶解性の場合の硫化水銀と塩化水銀または酸化水銀等の比率をトータル的に捉えようとするもの。硫化水銀の比率が高ければ移動しにくいものと考えられる。

- ・ 鹿児島湾の底質調査の文献を参照している。

- ・ 水銀調査の目的は、RD処分場と下流の水銀が関係するのか判断するもので（水頭差）一斉測水、水質分析、水銀形態別分析を予定している。RD処分場と関係がなければ別の場所での議論となる。

（尾崎委員）・ 水銀形態別分析はもともと溶解性で非常に動きやすいものをとらえようとしている。トータルの水銀とするのであれば有機水銀もあり、（途中に操作を追加すれば）分析は可能。

（梶山委員）・ 水かけ論になるが、認識は間違っている。

（事務局）・ 今回の調査目的は、対策範囲を確認するところにある。これまでの総水銀だけではなく、形態別なども一度やってみようとしている。文献等をいただけたら反映させたい。

【議題（４）支障除去対策工法（案）の検討について】

- ・ 「４．支障除去対策工法（案）の検討」（資料４）を事務局より説明。

（委員長）・ 時間の都合上、この議題は次回とする。

- ・ 本対策委員会は、効果的で合理的な支障除去対策工法の検討結果を知事に報告するが、生活環境保全上の支障の整理を行い、提案される案について、周辺環境への影響等を評価し、対策工法を選定し決定していく。

- ・ 議論の進め方は各委員一人一人から意見を聞き、互いに議論を深めながらまとめていく方向でお願いしたい。（了承）

【議題（５）委員からの提供資料について】

- ・ 委員提供資料 「RD問題地元住民意向調査結果」を早川委員より説明。

～質疑応答～

（早川委員）・ 地元住民はこの問題への関心が高く、全量撤去と処分場廃止を望み、責任は県にあると意向確認ができた。

- ・ 追加調査の現状報告が全くなされていない。

（事務局）・ 10月25日の対策委員会までに地元説明を行い、（30日から掘削調査を開始したが）北尾団地自治会からの要請で工事は3日間で中断した。北尾団地と協議してできるだけ早い時期に再開したい。

（當座委員）・ 水銀の形態別分析に関して私も調べたい。形態別分析の方法は次回委員会で決めていただきたい。

（事務局）・ 追加調査は、下流の水銀がRD最終処分場と因果関係を判断するもの。対策工を打つ範囲を決定するためのもので早急に実施したい。水銀の形態別分析だけではなく、地下水分析、流動（水頭差による）も調べる。

- ・ 水銀（の原因）がRDでなくとも、対策はやっていく必要がある。
- ・ やり方の提案があれば、1日を待たずに実施する方法もあると考えている。

（梶山委員）・ 流動分析が基本。水頭測定も必要。水銀の形態分析に期待はできない。

- ・ 県の方法がよく理解できない。形態別分析をしてもヘキサダイアグラムみたいに（原因が）わかる可能性は低い。やることには反対しない。

（早川委員）・ B案とC案では超過分をどう考えるのか。超過分を撤去する前提で考えるのか。県の対応をはっきりさせたい。

（事務局）・ 水銀形態別分析により何か示唆されると考えているが、RDとの因果関係の判断を総水銀だけで行うことを了解されれば、それも一つと考える。

- ・ 一連の調査では720,000 m³を対象として支障を整理してきた。その支障を取り除くための目標設定、その対策ならば（全体）720,000 m³が対象と考える。

（尾崎委員）・ 硫化水銀を測るならば、有機水銀も残留水銀も少し変えれば測れ、全体がわかってくる。追加されたらどうか。

（事務局）・ 有機水銀については分析途中で、クロロホルム抽出することが可能なため、アルキル水銀を含めて一連の分析の中で実施する。

【閉会】

（事務局）・ 次回第9回は12月1日午前に開催し、その時に第10回開催予定の27日について確認する。

- ・ なお、1日の委員会を長めにすることを調整したい。